通達第201702

平成29年3月26日

町田市少年野球連盟加盟球団指導者各位

町田市少年野球連盟

運営部長　渡辺健介

町田市少年野球大会における学童1部の変化球の扱いについて

早春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素は少年野球をとおし、青少年健全育成にご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、町田市少年野球大会時、学童1部の試合において球審が投球のボールが変化したと判断した場合、下記のとおりの対応をいたしますのでチーム内での徹底をお願いいたします。

なお、当通達は平成27年3月10日に「連絡書」として通知したものと同様の内容ですが、徹底のため再度「通達」として発行するものです。

記

1. 変化した投球は「ボール」とする。
2. 変化球を打者が振った場合、
3. カラ振りやファール、チップの場合はプレイを無効として打者のカウントには「ボール」を加える。但し、その場合でも走者が進塁していればその進塁は認める。しかし、走者が進塁前にアウトとなった場合はそのプレイは無効として、走者は元の塁に戻す。
4. ボールがヒットゾーンに飛んだが、打者が一塁でアウトになるか、走者が次塁に達するまでにアウトになった場合はプレイを無効とし、打者のカウントに「ボール」を加える。但し打者が安打、失策、四球、死球、その他で塁に生き、走者が進塁するか、占有塁にとどまっている場合は、変化球とは関係なくプレイはそのまま続けられる。
5. 上記の状況によっては、攻撃側の監督の申し出があれば、プレイはそのまま有効とする。
6. 上記1や2の場合、球審はボールが変化した旨通告する。
7. 運営は上記1と2のケースで、球審が通告した回数を運営表に記録する。
8. 球審・運営は変化球が多い場合、試合終了後指導者に対し選手への適切な指導を要望する。
9. 変化球の多いチームは、上部大会推薦から外れることもある。
10. 学童2部については、上記は適用しませんが、変化球が多い場合は、試合後に球審と運営が監督に適切な指導を行うように要望し、その旨を運営表に記載する。

以上

上記の背景

近年、町田市少年野球大会で学童の投手の投げるボールが変化することが多くなっています。ボールが曲がり易い、ちょっとした力の入れ加減で自然に変化球となってしまう等の言葉はよく聞きます。

しかし、東京都軟式野球連盟の競技者必携では、学童の投手の投球に当たり変化球を投げることは、一切禁止されています。また、その罰則は非常に厳しいものとなっています。

平成26年度秋季大会終了直後より、指導者に対し投球の適切な指導をお願いしてきましたが、その徹底が難しいと判断しました。そこで町田市少年野球大会においては、ルールの厳格な運用は避けることとしました。

但し、この措置は変化球を容認するものでは決してありません。又、条件がそろえば本来の厳しいルールに則した対応をしていきたいと考えています。指導者各位のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。